

警務甲達第11号
令和2年3月25日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

福井県警察における障害者活躍推進計画の策定について

福井県警察においては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第1項の規定に基づき、別添のとおり福井県警察における障害者活躍推進計画を策定したので示達する。

別添

福井県警察における障害者活躍推進計画

1 趣旨

福井県警察において障がい者雇用を進める上では、障がい者の活躍の推進を図ることが必要である。障がい者の活躍とは、障害のある警察職員一人一人が能力を発揮できることであり、職場に長期に定着するだけでなく、全ての障害のある警察職員がその特性や個性に応じて能力を有効に発揮できることを目指す必要がある。

こういった点を踏まえ、障がい者の活躍に向けた自律的なPDCAサイクルを確立できるように、この度、福井県警察における障害者活躍推進計画を策定するものである。

2 計画期間

取組計画は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。

3 推進体制

福井県警察における障害者活躍推進計画の推進のため、警務部長を障害者雇用推進者として選任するとともに、次のとおり組織し、取組計画の推進や進捗状況の分析・評価等を行い、必要に応じて推進計画の見直しを行う。

(1) 福井県警察障害者活躍推進委員会（以下「委員会」という。）

ア 任務

委員会は、福井県警察における障がい者雇用に関し、法定雇用率の達成と障害のある警察職員が活躍できる職場環境の整備について、県警察全体で積極的に取り組む体制を整えることを目的とする。

イ 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ別表第1に掲げる者をもって充てる。その他、委員長は必要に応じて指定する者を委員会に参加させることができる。

(2) 福井県警察障害者活躍推進チーム（以下「チーム」という。）

ア 任務

チームは、委員会を補佐し、委員会の付議する事項の具体的な調査及び検討を行うことを目的とし、原則として年2回以上開催する。

イ 構成

チームは、チーム長及びチーム員をもって構成し、それぞれ別表第2に掲げる者をもって充てる。その他、チーム長は必要に応じて指定する者をチームに参加させることができる。

(3) 庶務

委員会及びチームの庶務は、本部の警務課において行う。

4 目標

(1) 採用に関する目標

法定雇用率以上を維持する。（毎年、任免状況通報時の雇用率を評価する。）

(2) 定着に関する目標

障害のある警察職員の定着率等について整理・分析を行い、警察職員一人一人の特

性や能力に合った職務の選定、職場環境の整備などを図ることで、不本意な離職者を極力生じさせないようにする。(毎年、任免状況通報時の前年度採用者に対する定着状況を評価する。)

5 取組内容

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

3の推進体制を構築するほか、人材面において以下の取組を行う。

ア 障害者職業生活相談員に選任された者(選任予定の者を含む。)について、各機関が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

イ 障害のある警察職員が配属されている所属の警察職員を中心に、障害の特性を理解させるために年1回以上、障害のある人への理解に関する研修会を受講させる。

ウ 障害のある警察職員ごとに相談支援員を指定し、当該警察職員の職業生活に関する相談及び指導を行うほか、障がい者の職場適応が円滑に進むよう個別的なサポートを行う。

エ 福井県警察職員ピアサポート実施要領の制定について(令和2年警厚甲達第1号)に基づき、所属ごとにピアサポーターを指名し、不安や悩みを抱える障害のある警察職員の早期解決に向けた適切な助言等の能動的な支援を実施する。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

ア 障害のある警察職員の能力や希望を踏まえ、障害のある警察職員一人一人の特性に合った職務の選定及び創出について検討を行う。

イ 定期的に面談を実施するなどして、障害のある警察職員と業務が適合しているかを点検し、必要に応じて検討を行う。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

ア 職務環境

(ア) 基礎的環境整備として、今後新設する警察施設については、エレベーターや多目的トイレ等を設置し、未設置の警察施設についても、当該施設の耐用年数、必要性等を考慮した上で順次整備を進めていく。

(イ) 障害のある警察職員からの要望を踏まえ、就労支援機器の購入を検討する。

(ウ) 面談により障害のある警察職員に対する必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講ずる。

イ 募集・採用

(ア) 障がい者区分での募集については、警察行政職員としての一般の募集と併せて、軽易な業務に従事する警察職員の募集を行うなど、職務の選定を工夫する。

(イ) 採用選考に当たり、面接における手話通訳者を配置するなど、受験者からの要望を踏まえた面接試験を実施する。

(ウ) 募集・採用に当たっては、特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定することや「自力で通勤できること」といった限定的な条件を設定するなど、応募を制限する募集・採用は行わない。

ウ 働き方

(ア) 障害の特性に応じて早出遅出勤務などの柔軟な勤務制度の利用を促進する。

(イ) 障害による通院等の必要性に応じて時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの

各種休暇の利用を促進する。

エ キャリア形成

本人の障害の特性等も踏まえながら、採用後間もない警察職員に対する教養に取り組む。

オ 人事管理

(ア) 相談窓口への相談のほか、定期的な面談に際し、状況把握・体調配慮を行う。

(イ) 障害のある警察職員からの要望を踏まえ、特性に配慮した職場介助等の措置が可能となるよう財政措置を行う。

(ウ) 医療管理や勤務管理が必要な警察職員に対しては、福井県警察職員の健康管理に関する訓令（平成17年福井県警察本部訓令第41号）に定める健康管理指導区分を指定の上、これに従った措置を行い、治療と職業生活の両立を支援する。

(4) その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

別表 1

委員長	警務部長
副委員長	本部の警務課長
委員	教養課長、会計課長及び厚生課長

別表 2

チーム長		本部の警務課長
チーム員	警務課	人事担当課長補佐、企画担当課長補佐及び組織担当課長補佐
	教養課	企画担当課長補佐
	会計課	予算担当課長補佐及び管財・庁舎管理担当課長補佐
	厚生課	健康管理担当課長補佐
	その他	チーム長が指定する障害のある警察職員